

平成30年度

第3回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

## 千葉県農業委員会総会議事録

平成30年6月14日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、平成30年度第3回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

### <会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	13件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	26件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	1件
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	3件
議案第6号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
議案第7号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件
議案第8号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	4件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	9件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	13件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	34件
報告第4号	農地法第3条の規定による許可処分の取消願について	1件
報告第5号	農地法第5条の規定による許可処分の取消願について（一時転用）	1件
報告第6号	地目変更について	16件

<出席委員> (15名)

1番	石井一也	3番	横山清亮
5番	清宮惠理子	6番	齊藤憲次
7番	浅川政明	8番	長谷川秀明
9番	高橋芳和	10番	竹下洋一
11番	秋庭重樹	12番	中村浩道
13番	西郡高夫	14番	伊原茂久(職務代理者)
15番	齊藤元治	16番	長谷部衡平(会長)
17番	橋本泉		

<欠席委員> (2名)

2番	市原律子	4番	小川友安
----	------	----	------

<事務局説明員>

事務局長	松浦良恵	次長	岡本茂之
次長補佐	橘菌俊朗	農地指導班長	今井正隆
農地利用最適化推進班長	福島悟	農地審査班長	江上章子

議長  
(長谷部会長)

開 会 ( 午後3時00分 )

ただいまより、平成30年度第3回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17人中15人で総会は成立しております。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 8番 長谷川 秀明 委員

議席番号 9番 高橋 芳和 委員

のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

なお、第13項について、権利者が〇〇委員になっております。

議案に関係する委員については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができないとされております。

従いまして、第1項から第12項をはじめに審議、採決をいただき、最後に第13項の審議、採決をいたします。

事前審査第1班班長、説明をお願いします。

事前審査第1班  
(西郡班長)

ご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。

はじめに第1項です。

本案件は第2項と関連案件ですので一括してご説明いたします。

お手元の資料1ページから2ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区大井戸町に在住の方が、義務者であります同区同町在住の方々が所有する同区同町の農地を、新規就農のため、使用貸借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、親族の土地を使用貸借し農業経営を開始して、将来的に経営規模を拡大したい意向とのことです。

申請地の取得後の作目は、さつまいも、じゃがいもを予定しております。

次に第3項です。

お手元の資料3ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区越智町に在住の方が、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため

め、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、さつまいも、さといもを予定しております。

次に第4項です。

お手元の資料4ページをご参照ください。

次の第5項から第7項と関連案件ですので、一括してご説明いたします。

本案件は、権利者であります花見川区天戸町に在住の方が所有する農地において、特定流通業務施設を建設する事業が計画されているため、代替地の取得を事業者側のあっせんで計画したものです。

第4項は、義務者であります東京都清瀬市に在住の方が所有する花見川区天戸町の農地を、第5項から第7項は花見川区天戸町在住の方々が所有する同区同町の農地を、代替地における農業の継続のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、さつまいも、じゃがいもを予定しております。

次に第8項です。

お手元の資料4ページをご参照ください。

次の第9項から第12項と関連案件ですので、一括してご説明いたします。

本案件は、権利者であります花見川区天戸町に在住の方が先にご説明した第4項から第7項と同様に、代替地の取得を事業者側のあっせんで計画したものです。

第8項から第11項は、義務者であります花見川区天戸町に在住の方々が所有する同区同町の農地を、第12項は同区長作町在住の方が所有する同区天戸町の農地を、代替地における農業の継続のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、ネギ、キュウリを予定しております。

事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ございますか。

橋本委員

第1、2項について、新規就農者ということですが、農政センターが側面から支援をしていただければと思います。

また、第4項から第7項について、この方は98歳ということですが、年間150日の就業要件についてはこの98歳の方が従事するだけでなく、この方の世帯員の方も合わせてこの要件を満たせば良いということによろしいですか。

また、代替地における営農のためという取得理由ですが、もう少し具体的にわかれば教えていただきたいです。

事務局

第4項から第7項について、世帯員である息子さんの農作業従事日数が365日と書いてあり、この方がメインで営農しているそうです。

また、その奥様も60日従事するということで、この世帯における農作業の常時従事要件については、充足するものと確認しております。

第4項から第12項まで代替地における農業継続のためとされていますが、これは申請地周辺で物流施設が計画されており、近々農地法第5条許可申請の提出が予定しております。

この中で開発事業区域にかかってしまった農地があり、それについて農業を継続する意向のある方については事業者が周辺の地権者の方に掛け合っただけで代替地をあっせんしたという経緯です。

議長  
(長谷部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。  
事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙手 ——

議長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号第1項から第12項は、許可と決定いたします。

続いて、第13項について審議しますので、関係委員については、恐れ入りますが退室をお願いします。

議 場

—— 関係委員 退室 ——

議長  
(長谷部会長)

それでは、第13項について、事前審査第1班班長、ご説明願います。

事前審査第1班  
(西郡班長)

第13項についてご説明いたします。

お手元の資料5ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区古市場町に在住の方が、義務者であります同区刈田子町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ございますか。

議場

—— 質問・意見等なし ——

議長  
(長谷部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙手 ——

議長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号第13項は、許可と決定いたします。

それでは、事務局、関係委員の入室をお願いします。

議場

—— 関係委員 入室 ——

議長  
(長谷部会長)

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

それでは、事前審査第1班班長、説明をお願いします。

事前審査第1班  
(西郡班長)

ご説明いたします。

議案書の8ページをご覧ください。

現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

また、次の議案第3号第1項及び第2項と一体案件ですので一括してご説明いたします。

お手元の資料6ページから8ページをご参照ください。  
資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。  
本案件は、休憩所用地とするものです。  
申請地は、武石インターチェンジの北に位置する農地です。  
農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断いたしました。  
現況は農地で、周辺は商業施設と農地が混在しております。  
被害防除は、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて流出抑制後、側溝に接続します。  
他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続中です。

事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。  
説明は以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ございますか。

橋本委員

議案書に「飲食店」と書かれていますが、具体的に教えてください。

事務局

飲食店運営会社から出店の計画の依頼がありまして、地権者のほうが施設などを整えて、施設を賃借するという計画になっております。

橋本委員

ここは県道沿いの休憩施設という要件で開発が可能となっているはずですが、本件は休憩施設と解釈されているのですか。

事務局

休憩所の例として、運用通知の中に食堂、コンビニエンスストア等が挙げられています。

議長  
(長谷部会長)

ほかに質問、意見等無いようですので、採決いたします。  
事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

———— 挙手 ————

議長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号及び議案第3号第1項及び第2項は、許可と決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、説明をお願いします。

事前審査第1班  
(西郡班長)

ご説明いたします。

第1項及び第2項は議案第2号にて説明済みですので、次の第3項からご説明いたします。

また、第3項から第19項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

お手元の議案書10ページをご覧ください。

お手元の資料9ページから11ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約2.8kmに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

現況は農地で、周辺は山林と住宅が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、ブロックを設置し土砂の流出を防止します。

次に、第4項です。

お手元の資料12ページから14ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール小倉台駅から南東に約700mに位置する農地です。

農地区分は、一部は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地、一部は市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地と判断いたしました。

現況は農地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、汚水は污水管に接続し、雨水を浸透槽及び浸透施設で処理します。

また、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続中です。

次に、第5項です。

一体案件の第6項から第19項及び関連案件の議案第4号と一括してご説明いたします。

お手元の資料別冊をご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、平成29年1月27日付千葉市指令農委第5号の113から118において、農地法第5条の許可をした事業につき、計画変更承認申請が提出されたものです。

当初計画は、建売分譲住宅用地とするため、所有権を移転するものでした。

本計画変更承認申請は、当初計画の面積では手狭となるため、面積を拡大したいというものです。

また、本案件は合計転用面積が20,000㎡を超えることから、許可権限が千葉市農業委員会ではなく千葉市農業委員会にて意見を決定後、許可の判断は千葉県知事が行うこととなります。

被害防除は、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透槽または貯留槽にて流出抑制後、側溝または雨水管に接続します。

他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続中です。

次に、第20項です。

お手元の資料15ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR土気駅から北に約1.3kmに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透枳にて流出抑制後、雨水管に接続します。

他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続中です。

次に、第21項です。

お手元の資料16ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから東に約1kmに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透枳にて流出抑

制後、側溝に接続します。

また、土堰堤を設置し、土砂の流出を防止します。  
他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続中です。

次に、第22項です。

お手元の資料17ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請土地は、JR土気駅から南西に約2kmに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、汚水は合併浄化槽にて処理後、側溝に接続し、雨水は浸透柵にて流出抑制後、側溝に接続します。

また、既存ブロックにて土砂の流出を防止します。

次に、第23項です。

お手元の資料18ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール小倉台駅から北に約1kmに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透柵にて流出抑制後、側溝に接続します。

また、ブロックを設置して土砂の流出を防止します。

他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続中です。

次に、第24項です。

お手元の資料19ページをご参照ください。

本案件は、貸店舗用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、武石インターチェンジから北東に約400mに位置する農地です。

農地区分は、集団的に存在している農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。

第1種農地は原則転用不可ですが、農地法施行規則第35条第1項第4号に規定する、県道沿いに設置される休憩所にあたるため、例外として認められるものです。

被害防除は、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて流出抑制後、側溝に接続します。

また、ブロック、フェンスを設置して土砂の流出を防止します。

他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続中です。

次に、第25項です。

お手元の資料20ページをご参照ください。

本案件は、既存倉庫の敷地を拡張するため、所有権を移転するものです。

申請土地は、誉田インターチェンジの東に位置する農地です。農地区分は、集団的に存在している農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。

第1種農地は原則転用不可ですが、農地法施行規則第35条第1項第5号に規定する、既存施設の2分1以下の拡張にあたるため、例外として認められるものです。

被害防除は、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて流出抑制後、雨水管に接続します。

また、ブロック、フェンスを設置して土砂の流出を防止します。他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続中です。

次に、第26項です。

お手元の資料21ページをご参照ください。

本案件は、駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約1.2kmに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、土留めを設置して土砂の流出を防止します。

事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ございますか。

橋本委員

第25項について、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない範囲については例外的に許可をできるとのことでしたが、これを何回か繰り返していれば、いくらでも拡大が可能になってしまうことになると思います。

これについて歯止めとなるものは法律上ないのでしょうか。

事務局	<p>農地転用の許可にあたっては、転用の面積については、時間的、空間的に同一のものをひとつの事業として判断するという考え方があります。</p> <p>ただ、当初から計画していたものではなかったというケースがあれば、個々に判断する必要があります。</p>
橋本委員	<p>地図を見る限り、まだ増設できるような土地があるように見受けられます。</p> <p>2分の1以下の拡張を何度も繰り返す手法をとっている業者がいると聞きます。</p> <p>農業委員は、農地を守るということが仕事であって、法律的に認められるのであれば、2分の1以下の拡張はやむをえないと思いますが、更なる拡大の計画がないのか慎重に審査すべきだと思います。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ある一定期間は再度の申請ができない等といった制約はないのですか。</p>
事務局	<p>本計画にあたって、土地利用計画図を提出させています。</p> <p>建物が既にありまして、それについて増築するという計画です。</p> <p>駐車場についてもレイアウト及び必要台数の算定根拠を提出させております。</p> <p>本事業者にとって必要最小限の面積であるということを書面で提出させております。</p>
清宮委員	<p>5項から19項について、売買代金について平均的な額を教えてくださいたいです。</p>
事務局	<p>本案件についての売買代金については、地権者と事業者の話し合いで合意を得ています。</p> <p>金額の相場については情報を得ていません。</p>
議長	<p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p>

(長谷部会長)

事前審査第1班班長の説明のとおり、許可及び承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号第5項から19項は許可相当、それを除く議案第3号は許可、議案第4号は承認と決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。  
事前審査第1班班長、説明をお願いします。

事前審査第1班  
(西郡班長)

ご説明いたします。  
議案書の23、24ページをご覧ください。  
第1項から第3項まで、一体案件ですので合わせて説明いたします。  
机上配付の「訂正資料」をご覧ください。  
緑区誉田町二丁目に本店を置く法人が、申請地に隣接する山林で林地開発を実施するにあたり、畑3筆の一部、計2,321㎡に賃借権を設定し、一時的に「工事用搬入路」として使用したい、というものです。  
なお、今回の工事用搬入路は、平成27年6月17日から実施した農地造成工事において使用した「工事用地・通路用地」を利用するものです。  
現地は、砂利敷き及び鉄板敷きとなっています。  
一時転用期間は、平成33年6月16日までの3年間です。  
費用は、150万円となり、全額自己資金対応です。  
事前審査第1班といたしましては、特に問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。  
以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ございますか。

橋本委員

本件は、平成26年に議題に上がっていると思います。  
当時の農地部会の議事録を読ませていただきましたら、非常に

意見が出ておりました。

結果的に許可はされていますが、この農地造成工事が終了しているのですか。

また、林地開発の内容について教えていただきたいです。

事務局

農地造成工事につきましては、平成30年6月16日までの許可を出しております。

今回、延長の申請がございませんので、農地造成工事につきましては、30年6月16日までに完了することになります。

また、林地開発区域につきましては、芝生を育成する土壌をつくるという内容で申請があった模様でございます。

議長  
(長谷部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

———— 挙手 ————

議長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、許可と決定いたします。

次に、議案第6号「相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、ご説明願います。

事前審査第1班  
(西郡班長)

ご説明いたします。

議案書の25ページをご覧ください。

第1項です。

花見川区長作町在住の農業相続人が、父親が所有していた、畑2筆、合計面積3,794㎡について、相続税の納税猶予の適用を受けようというものです。

これらの農地について、5月28日に、岩井推進委員が農地基本台帳及び現地調査を行い、「相続人が相続税の納税猶予の特例適用を受けるための、被相続人及び相続人の要件を満たしている」ことを確認していただきました。

事前審査第1班といたしましては、特に問題はないものと判断し、承認相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

——— 質問・意見等なし ———

質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。

次に、議案第7号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。  
事前審査第1班班長、ご説明願います。

事前審査第1班  
(西郡班長)

ご説明いたします。  
議案書の26ページをご覧ください。  
第1項です。

稲毛区小中台町在住の方が所有しております、同町の畑1筆、合計面積1,049㎡について、買取り申出者の母が農業の主たる従事者であったことを、5月21日の現地調査により、鈴木推進委員に確認していただきました。買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。

事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、確認書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

——— 質問・意見等なし ———

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙手 ——

議長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第7号は、承認と決定いたします。

次に、議案第8号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。

それでは、事前審査第1班班長、説明をお願いします。

事前審査第1班  
(西郡班長)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項は、緑区おゆみ野在住の農家の方が、同区大金沢町在住の農家の方の所有する若葉区野呂町の畑1筆、面積3,768㎡に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は6年です。

続いて、第2項及び第3項は、権利者が同一のため、一括してご説明します。

若葉区富田町所在の農地所有適格法人が、同町在住の農家の方、他1名の所有する同町の畑2筆、合計面積6,776㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間はいずれも6年です。

続いて、第4項は、旭市蛇園所在の農地所有適格法人が、緑区板倉町在住の農家の方の所有する同区大木戸町の畑1筆、面積3,966㎡に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は5年です。

第1項から第4項の合計面積は14,510㎡です。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

ありがとうございました。  
ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

——— 質問・意見等なし ———

質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第8号は、原案どおり決定いたします。

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第6号までを一括して上程いたします。  
事務局より説明願います。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。  
議案書の30ページをご覧ください。  
報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、議案書の33ページまでに9件ございました。  
内容につきましては、記載のとおりでございます。  
添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の34ページをご覧ください。  
報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の35ページまでに13件ございました。  
内容につきましては、記載のとおりでございます。  
添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の36ページをご覧ください。  
報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の40ページまでに34件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。  
添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の41ページをご覧ください。  
報告第4号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願について」は、農地法第3条の許可処分を受けた者が当該処分の取り消しを受けようとするもので、1件ございました。  
内容につきましては、記載のとおりでございます。  
添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により取消許可指令書を交付いたしました。

報告第5号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願について（一時転用）」は、農地法第5条の許可処分を受けた者が当該処分の取り消しを受けようとするもので、1件ございました。  
内容につきましては、記載のとおりでございます。  
添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により取消許可指令書を交付いたしました。

続きまして、議案書の43ページをご覧ください。  
報告第6号「地目変更について」は、申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、16件ございました。  
農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。  
報告案件につきましては、以上でございます

議長  
(長谷部会長)

ただいまの報告第1号から第6号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

橋本委員

報告第5号について、営農型太陽光発電施設を予定していたとのことですが、なにを作付する計画をしていたのですか。

事務局

落花生、えだまめ、キャベツ、ニンジンの申請がございました。

橋本委員

現在は農地に復元されているのですか。

事務局

太陽光発電設備は撤去済みです。

議長  
(長谷部会長)

ほかに質問、意見等無いようです。

これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、平成30年度第3回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 (午後4時10分)